

証 明 願

(あて先) 千葉市 区長 令和 年 月 日
 ※太枠内のみご記入ください。

氏名、名称又は施設の名称		
住所 居所 施設の場所	の表示	実施前 千葉市 (アパート名等)
		実施後※ 千葉市 (アパート名等)
変更事由 ※ ※いずれかに○ ※不明な場合は、記載不要です。		1. 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項 (住居表示) 2. 土地区画整理法第103条第4項 (換地処分)
上記のとおり住所の変更があったことを証明願います。		
申請者		
氏名	_____	
住所	_____	
連絡先TEL	_____	
必要部数	部	

住居表示（区画整理）実施証明願を申請するにあたって

1. 申請にあたっての注意事項

- ①この申請は、住居表示整備事業の実施時、または土地区画整理事業の実施時に住民登録（法人登録）のあった方の「実施後・実施前の住所」、「変更年月日」及び「変更事由」を証明します。（変更年月日は、お分かりにならなくても申請できます。）
- ②住居表示整備事業、または土地区画整理事業の実施により、住所が変わった方のみ証明することが出来ます。（住居表示整備事業の実施により住所が変わった場合は証明願の「変更事由」を「1. 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項（住居表示）」に○をしてください。また、土地区画整理事業の実施により住所が変わった場合は、証明願の「変更事由」を「2. 土地区画整理法第103条第4項（換地処分）」に○をしてください。）
- ③平成5年度以前の変更については、世帯主以外の方の確認ができない場合があります。事前に申請先の区役所市民総合窓口課までお問い合わせください。

2. 申請方法

- ①左の証明願に必要な事項を記入し、区役所市民総合窓口課、または各市民センターの窓口に申請してください。
- ②郵送において申請する場合は、左の証明願に必要な事項を記入し、返信用封筒（宛先に請求者の住所を記入し、切手を貼ったもの）を同封して中央区役所区政事務センターに郵送ください。
※実施後の住所と変更事由については、お分かりにならなくても発行することができます。
- ③証明手数料は無料です。また、本人確認書類は必要ありません。

3. 主な使いみち

旧住所で登録されている書類等の住所変更手続きに使用します。例）「土地の登記簿」の所有者住所の変更、「預金通帳」の住所変更

4. 証明の有効期限

有効期限はありません。何年前に発行されたものでも、ずっとお使いいただけます。

●郵送請求に関するお問い合わせ先

区政事務センター 043-206-5011

●お問い合わせ先

中央区役所市民総合窓口課 043-221-2109

花見川区役所市民総合窓口課 043-275-6236

稲毛区役所市民総合窓口課 043-284-6109

若葉区役所市民総合窓口課 043-233-8126

緑区役所市民総合窓口課 043-292-8109

美浜区役所市民総合窓口課 043-270-3126